

おいらせ町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

おいらせ町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目 標	1
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、児童生徒の学びをより充実させることを目的とし、おいらせ町教育大綱に掲げた目標を達成するための取組の一環として位置付ける。

(2) 当町の現状

当町では、令和5年度から所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を「おいらせ町学校教育指導の方針と重点」に定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、当町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度 時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31時間20分	21.23%	0.25%
中学校	月37時間12分	36.94%	0.26%
合計	月33時間32分	27.40%	0.26%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は33.3%であった。教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっているため、人的措置の拡充や部活動の地域連携・地域展開等を行っていくことにより教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間以下とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次休暇の平均取得日数を12日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする。
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ・ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
生徒指導研修会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ・ 学校徴収金の徴収・管理
学校徴収金について、種目ごとに内容を精査し、学校徴収金として管理することが適切かどうかを検討した上で、物品又はサービスを取扱う業者からの直接購入などの方法を検討していく。
- ・ 保護者から過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家（スクールロイヤー）を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・ 調査・統計等への回答
校務支援システムの機能等を活用することにより、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
令和6年度に設置した共同学校事務室により学校事務体制の強化を図る。

- ・ 体育館等の施設・設備の管理
体育館等の学校体育施設開放の管理業務については、事務手続き等の簡素化を図り、負担軽減を促進する。
- ・ 部活動
土日を含む部活動において、部活動指導員や地域の多様な人材を活用するなど、地域連携・地域展開を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・ 授業準備、学習評価や成績処理
授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを配置する。
校務支援システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用し、教育職員と連携・協働した支援体制を構築する。
学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要となる時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課票の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%にする。
- ・ 勤務時間外の留守番電話対応ができる電話（ビジネスフォン）を令和8年度末までに全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

- ・ 1 1 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 5 0 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を1 0 0 %にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退校日を月 4 回（週 1 回）以上設定するよう推進し、長期休業等の期間（夏季休業期間）に 4 日間の一斉閉校期間（学校閉庁日）を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、おいらせ町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、当町で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、当町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を推進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、当町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。